

1 議 事 日 程（第3日）

（平成27年第4回久山町議会定例会）

平成27年12月14日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

* 行政視察の報告

* 粕屋南部消防組合議会の報告

日程第2 議案第49号 久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について (27久山町条例第19号)

日程第3 議案第50号 久山町特別会計条例の一部を改正する条例について (27久山町条例第20号)

日程第4 議案第51号 久山町税条例等の一部を改正する条例について (27久山町条例第21号)

日程第5 議案第52号 久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について (27久山町条例第22号)

日程第6 議案第53号 字の区域の変更について

日程第7 議案第54号 町道路線の認定について

日程第8 議案第55号 平成27年度久山町一般会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第56号 平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第57号 土地取得について

日程第11 議案第58号 土地取得について

日程第12 諮問第1号 久山町人権擁護委員の推薦について

日程第13 諮問第2号 久山町人権擁護委員の推薦について

日程第14 発議第4号 福岡県に公契約条例の制定を求める意見書

日程第15 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願

日程第16 閉会中の継続審査の件

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番 有 田 行 彦

2番 山 野 久 生

3番 阿 部 文 俊

4番 吉 村 雅 明

5番 阿 部 賢 一

6番 佐 伯 勝 宣

7番 阿 部 哲

8番 本 田 光

9番 松本世頭

10番 木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

1番 有田行彦

2番 山野久生

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（12名）

町長 久芳菊司

副町長 只松輝道

教育長 中山清一

総務課長 安部雅明

教育課長 松原哲二

税務課長 川上克彦

健康福祉課長 物袋由美子

田園都市課長 實淵孝則

上下水道課長 矢山良寛

経営企画課長 安倍達也

魅力づくり推進課長 久芳義則

町民生活課長 森裕子

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 矢山良隆

議会事務局書記 笠利恵

総務課参事 中原三千代

総務課係長 阿部桂介

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

冒頭に当たり私のほうから一言謝罪を申し上げます。

12月7日に行われました一般質問において佐伯勝宣議員の資料の取り扱いにつきまして私の判断ミスで多大な御迷惑をおかけし、佐伯議員本人、また各議員に御迷惑をおかけしたことを改めてこの場で謝罪をさせていただきます。

では、ただいまより本日の引き続き会議を始めます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（木下康一君） 日程第1、諸般の報告。行政視察の報告を受けます。

第2委員長、本田光議員。

○第2委員長（本田 光君） 第2委員会の視察報告をいたします。それぞれお手元に配付されております委員会調査報告書というものであります。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

文書を読み上げて報告にかえさせていただきます。

記。1、調査事件。鳥獣被害の状況は本町でも増しており、先進的な実施、取り組みをされている福岡県糸島市の有害鳥獣対策についてを目的に調査を行いました。

調査の日程は、平成27年11月20日、3の調査結果または概要というところで視察の内容、調査のポイントは、①対策協議会の活動状況、②協議会に対する支援状況、③獣肉加工処理施設の状況などについて糸島市役所の担当職員、また市議会副議長も参加され現状を聞くことができました。

農作物被害は平成26年度で約8,000万円、農作物別被害は稲、麦類、それから豆類、穀物、果樹、特にミカンなどですね、野菜などであります。

主要鳥獣は、イノシシ、ニホンザル、アナグマ、カラス、ヒヨドリと言われており、鹿の被害は少ないというふうに言われていました。

近隣市町村との連携については、平成24年3月、福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会を設立。目的は、広域的な野生鳥獣による被害防止対策を図り、農林水産物被害防止対策を強化するための事業を実施されております。

一方、獣肉処理加工施設の状況についての加工場、いわゆる加工処理場の施設は稼働していなかったために見ることができませんでしたが、施設の整備、管理体制は施設整備主体は糸島市鳥獣被害防止対策協議会と土地所有者との土地使用賃貸契約、また同協会と処理加工と施設管理委託契約が行われております。

全体の収支は赤字であるというふうに言われておりましたが、家畜の食肉と違って獣肉は質、量の安定生産や経済性、効率性が担保できない。処理はこなせるが、組合に販売や営業に関する経験、知識のある人材と労働力が不足しているというふうに言われておりました。

以上、概要を報告しましたけども、久山町においても鳥獣被害は大きな課題となり、久山猟友会を初め近隣市町村との連携を深め、鳥獣被害防止対策の強化と財政的、人件費対策強化を町に対して強く要望したいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（木下康一君） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を受けます。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 粕屋南部消防組合議会臨時会が平成27年11月26日、粕屋南部消防署において議員12名全員出席のもと開催をされました。議案は識見の監査委員の選任同意でございました。議案に先立ちまして宇美町の木原町長が副組合長に就任され、その就任の挨拶の後、粕屋町の小池弘基議員が因辰美新町長就任のため後任の消防議員となり、議席番号の指定と挨拶がございました。

また、諸般の報告としまして組合長の久芳町長と消防長より前回8月27日の議会以降の動きについて報告があり、その中で来年度の消防署職員採用試験の報告がございました。今年は116名の申し込みのうち111名が受験し、2次試験を経て23名に合格通知を出したということ、12月15日に来年度の採用が発表されるということでございます。

議案第19号監査委員の選任同意、識見監査委員に須恵町の川上正俊氏が全員賛成で再任となりました。

以上が臨時会の報告でございますが、臨時会の資料を議員控室に置いておきますので、各自参考にしていただけたらと存じます。

○議長（木下康一君） 以上で諸般の報告を終わります。

それでは、日程に従い、次へ進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第49号 久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第2、議案第49号久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第49号久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第50号 久山町特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第3、議案第50号久山町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 議案第50号に対して草場の地域の開発というのは大変重要だというふうに考えます。しかし、町から資料をもらったりいろんなこと、説明受けた関係から見ますと、ちょうど草場池の下側ですね、の利用であります。所有はまだ麻生所有地域というふうになっておりますが、特に草場区民の方から、普通の人たちから聞いた関係が、池の下は大丈夫なのかということも聞いております。例えば地震やいろんな災害があった場合大丈夫かと。かつて福岡県の安定型産業廃棄物処分場のあった跡に町が所有地、それから土地開発公社から町が買収したときがありますが、あの一带だったら危険性がないんじゃないかというふうにも聞いております。この条例特別会計を設置されるということは大事なことだというふうに思いますが、そこらあたりの考え方はどうだろうかというふうに、昨日そういう意見を聞いたもんだから、この場で質問させていただきますが、町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 池の下だからということ、池の安全性については保ってやっていきたいと考えてますし、まず第一に地元があつたところのとも住宅地があつたところですから、宅地化というのを強く望んでおられるということもあるし、草場地区の集落全体の活性化も見れば、あそこにするのが一番望ましいということと、もう一つは都市計画上に今おっしゃったところについては住宅というのは今地区計画かけることは不可能でありますので、草場地区の住宅、人口増を図るとすれば、今の計画地が最適だと私は思っております。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 確かに今危険な場所じゃなくてどう対応していくかという専門的な知識が要ると思います。そうしたことを含めて草場地区内の方たちの意見などを十分聞いた上で対処していくというのが重要じゃないかと。確かに旧産廃地跡地というのは住宅地域には不向きと言われとったけども、かつて住宅計画しようという考えも一部ありましたですね。ですから、そうしたことを含めて危険じゃない方法策をどう、今は実際何があるかわからないですよ、ですから池の下はどうかという懸念が一方では考えられますので、ぜひそこらあたりも含めて十分な地質調査等あたりを含めて対処願いたいと思いますが、そこらあたりをもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 地元とは区長さんを通じて十分、また地元説明会でも十分そういう説明はしてますし、地元は早くしてくれという希望があつているのが現状だと思います。

それから、大地震とかというのは、そりゃ産廃処理場だって背後には山があるわけですからあれなんですけど、いずれにしても今の計画はきちっと専門コンサルタント入れながらやっておりますので、十分安全性を考えた上で進めてまいりたいと思っております。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 今も町長も安全性を保って進めていきたいというふうに言われたから、その点はもう絶対、絶対ということは言えないというふうに思います。だから、よりよい方向の土地利用の仕方、そしてまだ今から麻生から買い上げるわけですよ、そういうのが本当に住民が定着して良好な実態が保てるかどうかということも含めて、ぜひ草場の発展のためには僕は必要だと思いますけども、場所的にちょっと懸念するかなというふうに思っておりますので、そういう危険のないような方向をたどっていただきたいと思いますので、町長ももう一度考えを、ここも絶対揺るがせない、場所は、というのか、それとも新たにまた検討してもいいんじゃないかというふうに考えられとるんかお答え願えれ

ば。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 場所は、今計画しているところを進めたいと考えています。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第50号久山町特別会計条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第51号 久山町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第4、議案第51号久山町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

日程第4、議案第51号久山町税条例等の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第52号 久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
制定について

○議長（木下康一君） 日程第5、議案第52号久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） このマイナンバー制度ですが、昨日もテレビ見てましてロシアから独立した、ちょっと国の名前忘れちゃったけど、本当にITシステムが非常に盛んな国でございませうけれども、そこでも結構この問題について今協議されておまして、またアメリカにおきまして、今アメリカはマイナンバー制度持ち歩きをしないという方向で、今犯罪が非常にマイナンバー制で犯罪が多くて持ち歩きしないという方向で、それからマイナンバー制度の危機を100例えればあったとするならば、もう20、30にまで減らすというふうには、そういうふうには非常にマイナンバー制度については犯罪が多いということでもありますね。この久山町にとってマイナンバー制度、ものすごい将来的に危機的なものになるんじゃないかなと私は懸念してるわけでございます。その辺、ちょっと町長に聞かせていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 具体的に久山町でどういう危機というのをお考えなんでしょうか。ちょっとその辺がわからないから。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 詐欺とか要するに紛失とか、紛失によります、それとかIT関係によりますとマイナンバー制度の個人情報の流出とかいろいろあるわけでございますので、その中で今後いろんな情報、これは我が町だけが問題じゃなくして、将来日本の経済も揺るがすような問題に私は発展するんじゃないかと思ってるわけで、そういうことで町長の考えをちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今言われたように、これはもう国が法律整備して制度化する制度なんですけども、今回マイナンバーというのを各国民一人一人に番号渡りますけど、これ自体が危険というわけではなくて、これはいろんな行政事務の効率化を図るために今それぞれに番号を持っていますよね、保険証とか免許証もそうでしょうけど、戸籍でも国保税でもいろんなものにそれぞれ番号が違うわけですね。それを、もうナンバー制になると一本になるから、利用者にとっても一々証明をとる必要もない、添付する必要もない、こういう行政

事務の効率化という、それから税の公平性というのをきちっと皆さんが納められるようにという形が大きな目的だと国は言っています。問題は、その個人ナンバー制度のカードを作って、それが紛失したり悪用されたときということでしょうけど、今回はそのカードはもう個人の任意なんですよね、作る、作らないは。だから、恐らくほとんどの方はまだ作られないと思いますけど、ただ自分がカードを持って身分証明書にしたり、いろんな金融機関との取引関係に利用しようとするれば使われていいわけですから、あくまでも申請しないとカードは発行しないということです。私は今現在の状況では特段問題はないんじゃないかなと思っています。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 当町におきましてもいろんなマイナンバー制度に伴っていろんな備品の購入とかありますので、いずれそういうマニュアル化、制度が定着していろいろな活用できるようになったときに、情報の流出のないようにぜひ管理等お願いをしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） あくまでもマイナンバーは個人情報になりますので、この辺の管理は行政としてしっかりやっていかななくてはならないと思っておりますので、議会のほうにもお願いしとるかもしれませんが、庁舎内の事務、その中については今後は出入りをきちっと関係者以外はきちっと町のほうの許可といいますか、これをとってもらわないと中には入れないという形を議員の皆様にもお願いしておると思っておりますけど、そういう形で管理のほうは徹底してやっていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

日程第5、議案第52号久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第53号 字の区域の変更について

○議長（木下康一君） 日程第6、議案第53号字の区域の変更についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

日程第6、議案第53号字の区域の変更について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第54号 町道路線の認定について

○議長（木下康一君） 日程第7、議案第54号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

日程第7、議案第54号町道路線の認定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第55号 平成27年度久山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（木下康一君） 次に、日程第8、議案第55号平成27年度久山町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対し質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

本案に対しては、松本世頭議員外3人からお手元に配りました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の趣旨説明を求めます。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 議案第55号平成27年度久山町一般会計補正予算（第22号）に対する修正案について趣旨説明を行います。

町長は12月議会冒頭の挨拶の中、また第1、第2合同委員会の中でも執行部と議会との間に不協和音を生み出したことに関して真摯に反省しており観光交流センター事業は断念すると言われているが、そうした中での今回の補正予算として立木補償費として款7商工費、1項商工費、2目観光費の中に観光交流センター整備事業費で1,724万3,400円が計上されております。私たち修正案を提出している議員は9月議会後、即この立木補償費について協議する用意はありましたが、今議会の予算計上まで何ら説明もなく放置されてきたことに対しまして不信感を抱いております。町長の立場もある程度理解をしますが、26年度決算を否決した現在、即立木補償ではなく、広報11月号を発行する前に、このことについて議会で真摯に協議するべきではなかったのか。

今後、国への補助金返還や会社法人株式会社食のひろば等々をきちんと整理した上で立木補償はできると考えております。また、3月議会で購入されました土地の利用については、町民の納得できる土地利用に活用すべきであります。

したがって、議案第55号平成27年度久山町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案の趣旨説明を終わります。

○議長（木下康一君） 松本議員、冒頭の挨拶の中で一般会計補正予算（第22号）と言われましたので、第2号に訂正をお願いいたします。

○9番（松本世頭君） 済みません、よろしく申し上げます。

（7番阿部 哲君「議長、動議」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 動議の説明をお願いいたします。

○7番（阿部 哲君） 今回、4回目の修正案でございます。これは執行部の責任よりも議会全員の問題、責任だと考えます。そういう大事な内容でございますので、その趣旨説明の内容把握のため暫時休憩をお願いいたします。

○議長（木下康一君） ただいまの動議に対して賛成者はおられますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（木下康一君） 賛成者がおられますので、動議が成立いたしました。

ただいま阿部哲議員からしばらく休憩することの動議が出されました。この動議は賛成者がありますので、成立しました。

休憩の動議を議題とし、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（木下康一君） 起立少数です。

動議は否決されました。

会議を続けます。

これより修正案に対する質疑を行います。

修正案について原案の提出者または修正案の提出者に対し質疑のある方はお受けいたします。

吉村議員。

○4番（吉村雅明君） 私は修正案の提出に関します説明を受けまして何ら町長からその説明もないままという形でしたが、事前に説明はなされたというふうに私は理解いたしております。それで、たった今修正案の趣旨説明がありましたんで、頭の中は整理されておりましたが、ある程度この地権者に対する立木等支払いが何で、だめなのかというのを私はお聞きしたいというように思います。今回の補正予算案については承認された土地でありますので、できるだけこの地権者については事業に対しまして協力をいただいて土地の売却をお受けしていただいたというように思います。そういう中で、やはり一日も早く補償というのは立木含めて耕作物含めて補償をするのが私は当たり前だというように思いますが、何でこの修正案が出された中身が今説明されたような中身だけで補償すべきでないということなのかどうか、私は地権者に対して本当に申しわけないというように思います。これが流れました後、何カ月もお支払いもできないし、どうするんだというのも私にはあります。そういう面で説明者に対する質問をちょっとやらせていただきます。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） まず、十分な説明がなかったというふうに質問者おっしゃいました。

しかし、やはりこれは質問、ちょっと私は反対です。やっぱりちょっとおかしい点がある。全てにおいて我々議会に対して執行部の説明おかしいと思うんですよ。例えばこういった広報11月号に町長も掲載をされました、自分の考えを、これも確かに議会に対してこ

れ何の説明もなしにこういうことを載せられた、まず議会に話があつてしかるべき。しかし、この点に関して私は町長のお考えいいと思うんですよね、自分の考えを述べられたということでは。ですけれども、議会で否決された、だから今度は町独自案でこれは再構築するというふうなことを述べられていると。これはちょっと今までの説明と全く違うんじゃないか、そういった点で不信感があるということ。そして、全てにおいて、この8億1,000万円というこの多額の予算を使ってやる事業、それに対するそういった繊細さ、配慮というものは私は欠けておると思うんですよ。

○議長（木下康一君） 佐伯議員、今回の立木補償はなぜされなかったということの。

○6番（佐伯勝宣君） はい、そうです。

○議長（木下康一君） 趣旨説明でありますから、それに対して簡潔にお答えをお願いいたします。

○6番（佐伯勝宣君） 議員の発言権の保障の点で私は述べています。では、簡潔に言います。茶々を入れてほしくないです。これは幾ら議長であっても。

○議長（木下康一君） ちょっと失礼。

○6番（佐伯勝宣君） いや、失礼ではないです。

○議長（木下康一君） 茶々を入れとるわけではありません。

○6番（佐伯勝宣君） わかりました。では、それを基言います。

ではもう一つ、簡潔に言います。まず、平成26年度の決算を我々議会は否決をしております。その否決の理由としまして、5名の議員は、この観光交流センター事業というものを上げております。このそういった観光交流センター事業を盛り込んだ26年度の決算を否決してるんですよ。その土台は、もうこれは壊れている。そういう中で、改めて今回補正予算で観光交流センター事業というのを上げてくるというのは、これは、ちょっとこれはおかしなことでございます。もしこれを上げるとしましたら、執行部はこの決算、これは我々議会在が課題として指摘したことを修正して再上程して決算が認められて、それから上げるべきである。いずれにしてもこれは観光交流センター事業ということで上げてくること自体は、これはかなり無理がある。それが理由でございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 吉村議員。

○4番（吉村雅明君） 今、佐伯議員のほうから説明がなされましたが、おかしなことということで今言われたんだけど、観光センターが、だめになったということで何でこの予算を上げてくるかという話なんだけど、これを何で上げるのというような感じだけでも、これはやっぱり私も最初に申し上げましたように、この事業に、本事業に理解を示していた

だいた地権者に対して、これは補償なりそういうのをやるんだと、速やかにやろうというのが、これは私は本当のこの事業に対する、幾らこれを町長が今後断念するとは言いながらも、やっぱり後処理としてはこれ絶対に必要な中身と思います。これを後処理、後で後でと言われたって、これいつかやっぱり地権者に対しては補償なり、そういう面は私は実際にやらなきゃならんし、今後なら観光センターはもうやめると言ったから、これ全く受け付けないとか、そういう話じゃないと思います。やっぱり一応のけじめをつけるというのが私は必要だと思いますんで、そここのところもう一回ちょっと質問をいたします。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 僕らも何もやらないと言いやらんですよ。ここ文章書いとるでしょう、先ほど、聞いてありました。今後国への補助金返還や会社法人株式会社食のひろば等々、きちんと整理した上で立木補償はできると考えると。ちゃんとやりますよということ言ってます、私も、やらないと言ってないですよ。はっきり申しまして、そのことをちょっと言っていていいか、ちょっとあれですが、地権者の方は、土地利用については相談あって、立木の補償のことは全然聞いてないと私も情報を入れております。ですから、何も慌てず、ばたばたせんでもいいですよ。そやけん、先ほど吉村議員も言ってありましたように、土地の取得の承認はやっておりましたよね、5、4で可決されました。しかし、その後、土地の購入については変更がなされとるわけですよ。あなたたちが最初承認した土地はAという土地なんですよ、Aという。その次に、その後変わったときはBという土地なんですよ。ですから、そのことに町長も申し上げてますように、事業をする用地内の土地の変更はあり得ると町長もはっきり言ってありますよ。変更することによって立木補償費が出てきたわけですよ。だから、何も立木補償については私はしませんとは言ってません。そういうもろもろのことをしっかり9月定例議会が終わって、そういう諸問題がありますから、町長サイドからぴしっと僕らに説明があって、そういう中で9月から12月の間、3カ月もあるんですよ、その間に一回でも我々招集されました。その中でしっかり招集されて、その中で全員協議会でもやって町長招いてしっかり論議されて、そういうふうにやりましょうとお互いの信頼関係のもとでやっていくなら私も何も言わんとですよ。やはりそういう中で佐伯議員が述べましたように11月広報で町長のお考えでしょう、そりゃ悪いことじゃないですけども、そういうことをぴしっとやられる前に、町民に意向を出される前に我々議会にもぴしゃっとやっていただきましたかった。ですから、今回そういうことですので、今回はちょっと置いとって、またそういう協議をしっかりとらなさせて、3月までにそういう問題もやっていって採決したらどうかというのが修正案です。何もやらないと言ってないんですよ。

○議長（木下康一君） 吉村雅明議員。

○4番（吉村雅明君） 今話を聞いておられますと、購入土地が変わったから云々とかという話も出ますが、そういうのは全く補償とか地権者に対する補償等についても何らこれは問題ないと、それは皆さんがまた了解をしていただいている中身でありますので、全くそれに付随するものではないというふうに思いますので。それと、また3月議会でどうのこうの言われたって、これはもう3カ月も4カ月も前に、できるだけ土地所有者に対しての気持ちをして、できるだけ早く速やかに補償するというのが私は筋ではないかなというように思います。そうしないと、この事業に対して地権者が協力してくれたというその気持ち、それをちょっと待ちない、ちょっと待ちないじゃ、これがちょっと幾ら観光交流センターを中止するとか言っても、一刻も早くこれを対応していただいて次に移っていただきたいというのが率直な意見でございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 吉村議員から今の質問が出ましたけども、これは観光交流センター等整備事業費で、特に観光交流センター予定地として取得した土地5,048平方メートルですね、に伴う樹木補償金であるというふうに説明を受けております。かつて6月、9月議会で、このいわゆる3月ごろに土地を購入したというふうに聞いているけども、町長本当に買ったのかどうかという、この席から質問させてもらいました。町長は一々どここの土地を買いましたとかということは言いませんというふうにも答えられております。しかし、大事な観光交流センターを進めるという立場を言いながら、一方ではそういう議会に報告しないという、あとは立木補償をしてくれというのは、特にそうした先ほど来から出ていますように、当然この全体を清算というか、株式会社食のひろばや、あるいはまたそういう観光交流センターの一定の方向への変換など行って、そして本当に年度内できちんと整理した上で立木補償等あたりはやるべきである、同時に土地の利用についても今後の町民の意見を十分聞きながら対処すべきだというふうに考えます。

以上です。

（町長久芳菊司君「議長、ちょっと今の本田議員の発言の中で私のこと言われたけど、ちょっと違うんで、気になるところがあるんだけど、それは言えるのですかね。違うことを言っ  
てあっても言えんと」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ちょっと待ってください。

今、質疑でございますので、町長のほうからの発言はできないということでございます。

議員各位に再度確認をさせていただきます。

質疑は議題になっている事件に対して行われるものであるから、現に議題になっている事件に対して疑問点を資するものでなければならない、また自己の意見を述べることはできないでありますので、質疑される方は十分その点を注意していただきたいと思います。

ほかに。

(6番佐伯勝宣君「動議、動議、それ何ページでしょうか、議員必携の何ページでしょうか。その後に文言があるはずで  
す」と呼ぶ)

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

ちょっとお待ちください。これは議員必携でやっております。

では続けて、ほかに質疑のある方。

阿部文俊議員。

- 3番(阿部文俊君) 先ほど立木補償の話は地権者の何人かが聞いてないという話がありましたけども、そういう説明は、お二人に聞きたいんですが、その説明はちゃんとしてあるんでしょうか。町長にもお聞きしたいんですが。
- 議長(木下康一君) いやいや、阿部文俊君、今、言われましたように、原案の提出者または修正案を提出者にされますけど、一応まず町長と、それから修正案のほうにもされるんですか。そこちょっと言ってもらったかと、それで終わりますので、再度。
- 3番(阿部文俊君) 先ほど修正案の説明をされました松本議員に対しましても町長に対しましても立木補償は聞いてない方がおられるということが言われましたけども、それは事実かどうかを確認していただきたいということです。そういうようなことがあったかどうかということ。
- 議長(木下康一君) じゃ、町長のほうから。
- 町長(久芳菊司君) 当然、地権者の方には立木補償、ちゃんと提示しておりますから、地権者が知らないということはないと。
- 議長(木下康一君) じゃ、同じく松本世頭議員。
- 9番(松本世頭君) 私は知らないと言ってないですよ。立木補償は正式にその場ではなかったけど、後々立木補償はありますからという話は聞いてましたから、知らないと言ってませんよ。
- 議長(木下康一君) 阿部文俊議員。
- 3番(阿部文俊君) 知らないじゃなくて、先ほどは聞いてないという方がおられたと言われましたから私は聞いたんですけども、それを教えてください。



○議長（木下康一君） ちょっとはっきり、済みません、よく聞き取れませんので、はっきり。

○3番（阿部文俊君） 立木補償の話は聞いてない方がおられるということを言われましたので、それは確かですかということをお聞きしたいということです。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） いや、立木補償は聞いてないんで、立木補償は正式な話はそのときはなかったと。後ほど、そりゃその立木補償が上がってくるでしょうということです。ですから、私が言いたいのは、慌てて12月議会に立木補償をしなくても、もう少し議会でしっかり協議されて、そして我々と皆さん執行部との協議があって、そしてもろもろの清算もした上で立木をしてもいいんじゃないかということで修正案を出したわけです。

○議長（木下康一君） 阿部文俊君。

○3番（阿部文俊君） ちょっと今のは僕が思った方向の返答じゃなかったような気はしますが、町長としてはどういうふうな形でこの補正予算を否決されたことによって、町としてどういうふうな形で被害をこうむるかということは考えてあるのでしょうか。

○議長（木下康一君） ちょっともう一度済みません。

○3番（阿部文俊君） この立木補償をすることによって町の被害とかはあるのかどうかを町長にお聞きしたいと思います。

（「違う、しないこと」と呼ぶ者あり）

しないこととございます。

○議長（木下康一君） いま一度ちょっとはっきりお願いします。

○3番（阿部文俊君） 立木補償をしないことによって町の損害はあるのかどうかということです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 立木補償を今回私たち執行部としては予算上げてるのを否決されたことに対することをお聞きなんだろうと思いますけど、当然我々としてはこの事業によって土地を御協力いただいたわけですから、その上にある立木等の補償については、当然地権者のほうにお支払いするべきだと思っています。ただ、今、諸般の事情でまだだめだという形で今回修正が出されてますので、これが否決されると地権者にそれができないということだから、町としては地権者の信頼を失うということは当然ありますから、私としては、もう早急に速やかに地権者の御協力に対する厚意に報いていきたいと思っていますので、そういうことで、もしこれが否決ということであれば非常に残念に思いますし、また町への今後町民の方のいろんな事業を進める上で信頼関係がなくなっていくというのは非

常に懸念するところでございます。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

（6番佐伯勝宣君「議長、6番、議事進行、議長、6番、議事進行」と呼ぶ）

はい、何でしょうか。

○6番（佐伯勝宣君） 先ほど議長が指摘された件について関連2件。

質疑は議題になっている事件に対して行われるものであるから、そういった疑問点をただすものでなければならぬとおっしゃいました。その前、その後に136ページ冒頭、こうあります。自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではない。ですから、先ほどの意見というのは、これは合法であって、これは議長が指摘されることは当たってないと思います。そして、議長は冒頭で陳謝されました。それは私の先日の7日の一般質問について、これは議員の発言は尊重されるべきものであり、議員の発言権の保障の観点から議長であってもよほどのことがない限り質問の途中で議員の発言を遮ることはできない、そのことを述べまして議長も陳謝されたと思いますので、その点、重々議長も心得られてまた進行させていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） わかりました。

ほかにありませんか。

阿部賢一議員は、質疑は提出してありますから、質疑は。

じゃ、山野久生議員。

○2番（山野久生君） 私は町長と提案された方に御質問いたします。

まず、町長にお伺いしたいんですけど、この議案が補正が通らない場合、どのような影響が出てくるか、町に。

（8番本田 光君「ちょっと議長」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） いやもう両方ですよ。

○2番（山野久生君） 両方言いましたけど、ならまず町長に伺います。この補償をされない場合、いいんですか、いいんですか、されない場合、次に本会議で補正が通らない場合、どのような影響が出てきますか。それがお伺いしたいんですけど。そしてまた、この補正が今月通らない場合はどのようなことになるかちょっとわからないから教えてください。

○議長（木下康一君） 町長のほうと松本議員、提案者にも。

○2番（山野久生君） 提案者にも質問いたします。町長の後聞いて質問します。

○議長（木下康一君） 2つ、提案者と趣旨説明者ですね、わかりました。

じゃ、町長。

○町長（久芳菊司君） さっき申したとおり、町にとっての大きな信用をなくすということ、これも信用だけじゃなく補償費は必ず僕は払わなくてはならないし、これはもう当然地権者の方は訴えられるだろうと思います。当然これは何らかの形で支払うべきだと思っております。

（2番山野久生君「それと、これが通らなかった場合」と呼ぶ）

これが通らなかった場合、だからはっきり言って、もう払えないということですから、一番はやっぱ地権者に対する支払いができないということですから、あと事業そもそももうこれについては断念するということも表明したわけですから、これは全く個人対町との関係だと思しますので、これが通らなかつたらどうなるか、これはもう地権者にとっては大きな損害だろうし、また納得できる問題じゃないんでしょうから、私としては必ず解決をしたいと思っています。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） 提出者の方にお伺いいたします。

もともとはこれは26年3月議会で議会在承認して始まった事業。

（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

○議長（木下康一君） ちょっとまだ発言中であります。

○2番（山野久生君） 事業なので、私はこの議案を、この事業自体は、議会も責任があると感じております。その中で一番迷惑されてある方は地権者である中で、地権者に対してどう思われるか提出者にお伺いします。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） まず、昨年3月、今回、今回といいますか、今回3回続けてこの議案否決されてきておりますけれども、一番賛否変わったの、私でございます。昨年の3月議会は、私はこの観光交流センター事業賛成をいたしました。何でそれが反対になったか。それは、この事業を進める中で町執行部の不備がぼろぼろ出てきたわけでございます。この8億1,000万円というこの多額の予算を使って行う事業、それに見合うだけの対応をしてない。議会というのは、確かにその都度賛否を意思表示する。しかし、その最初に意思表示したものがずっと続くわけではない。途中で不備があった、問題があったら、これは当然反対、否決をすべき、私はその行動に出たわけでございます。したがって、これは何ら問題でなく当たり前のことでございます。そして、今回こういった土地の所有者に対してのこと、これは町の責任でございます。確かに議会は議決をいたしました。しかし、町が不備を行ってきた。それに対して我々がこれはゴーサインを出さなかった。それ

が事実でございます。そういったことを一番考えなければならないのは町執行部であります。

以上でございます。

(「回答になっとらんやないか」と呼ぶ者あり)

○議長(木下康一君) 山野久生議員。

○2番(山野久生君) ほかの方の議員は責任ないとお考えですか、そこをお伺いします。

(9番松本世頭君「ちょっと待って、質疑やろ、質疑やったら、私は今日修正案を出した質疑に対しての質疑やったら」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) 久生議員、質疑でございますので。

○2番(山野久生君) 今のことに関してほかの議員の方、一人でいいですからお答えください。迷惑をかけることに対してどう思われるかをお伺いしたいと思います。

(1番有田行彦君「議長、ちょっとお尋ねします。今、山野議員がほかの議員と言われましたが、ほかの議員というのは議員全体の中を指すのかということを確認していただきたい」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) はい、わかりました。

山野久生議員、いま一度提出者かほかの議員なのか明確に発言をしていただきたいと思います。

山野久生議員。

○2番(山野久生君) 提出議員の方にお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(木下康一君) 松本世頭議員。

○9番(松本世頭君) いや、質疑でしょう。あなた、だったら、これに対する質疑でしょうから、正直申しましてまだ決算否決されるとも可決されるともわからんとですよ。

(2番山野久生君「可決された場合」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) ちょっと済みません。

○9番(松本世頭君) された場合とか、そういう架空の話をまず私にすること自体おかしいんじゃないですか。私は全然そういうことは何も書いとらんですよ。

(2番山野久生君「何をですか」と呼ぶ)

だから、あなたが言う質問に対してね。

○議長(木下康一君) ちょっと済みません。勝手に発言は許しません。議長の許可を得てから発言をしていただきたいと思います。

○9番（松本世頭君） 正直申しまして仮にこの修正案が通ったとしても、地権者の方は待つていただくと私は確信しております。

以上です。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 私は松本議員に質問と、それから阿部賢一議員に質問をいたします。

まず、松本議員のほうにつきましては、ただいま補償費の関係が地権者には聞いてないということは、私もそういうふうに分りました。しかし、それは追求するつもりはありませんが、この補償費については平成27年3月議会で提案されましたが、減額修正案によって執行ができなかった状況でございます。その中で6月議会ではなぜ早く払わないのか、早く払うべきではないかという意見が、その今言われた提案者の中におられたそういう中で、なぜ今回の修正案の提案であるということでおかしくはないかということと、地権者に対してすべきだと思う、これに対してお答えをお願いします。

次に、阿部賢一議員に質問いたします。

この観光交流センター事業は白紙として平成27年度をもって清算、国庫補助金を3月で返還する、そして現在取得している用地については早くに久山町にとっては農業振興政策は喫緊の課題であり、早く新規就労者の交流の場とか体験農園とか農業指導の場として活用したいという説明が町長からあったわけでございます。こういう中での今回の補償費の修正案ということでございます。そういうことでどうお考えか、また農業振興を進めることについてどうお考えか質問をいたします。

○議長（木下康一君） 最後の農業振興は、ちょっとこれは別物に当たりますので、言われましたので、ではまず最初に松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 昨年の3月に議会で承認された土地は事業地内のAの土地なんですよ。

（7番阿部 哲君「今年の3月」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ああ、済みません、勝手に、哲議員、議長許可を得てから発言をお願いします。

○9番（松本世頭君） 事業地内のAなんですよ、A、B、Cで分けた場合ね、それで正直私は反対してましたけども、5、4で可決されて1億9,000万円の土地、予算通ったですよ。本来であればAの土地を買う予定やったんですよ。ところが、土地購入の変更をされた、Bの土地に。あなたたちはAの土地を承認したんでしょう、はっきり申しまして。予算書にはAの土地を1億9,000万円と上がってたんですよ、皆さん、知ってあります。

その後、事業地内のBの土地を買われたわけですよ。誰も承認しとらんですよ、Bの土地買うということに対しては、でしょう。確かに町長言われますよ。事業地内で同じ事業ですので、用地の方向については変更もあり得るとか詭弁を言われますけども、あなたたち承認したときはAでしょう。そのAの土地について承認して、そして買われたときはBでしょう。Bのことについて私たちはずっと反対していたんですよ、AもBもずっと一貫して。Aの土地を買っとけば、この立木補償費はなかったんですよ。Bの土地を買われたから立木補償費が出てきたんですよ。その辺は理解してください。私は、もうずっと言ってますけども、立木補償費は反対はしないんですよ。6月議会でも立木補償せえとは一切言ってますよ、議事録調べてみてください。今現在、立木補償費については、今立木補償が出てきましたので、立木補償費はもう少し、書いてありましょ、9月も終わって12月まで何ら町執行部から説明なかった。その中で本来ならば議会にしっかり説明されて、あ、あ、あ、こうだといろんな議員皆さんの各位御意見を出して町執行部と切磋琢磨して話し合っ、そして納得して、例えば我々もそれならそういうほうでいきましょうと言われて、町長の考えが町民に知らされるのが本来じゃないですか。私はそういうことが言いたい、言ってるんですよ。だから、不信感があるんですよって言ってるんですよ。そこで、もろもろ話し合った結果、もうちょっと私もいきなり予算のことも立木が出てきたこともちょっと失礼ですけど名前出して言いますが、有田議員も相談があったと聞いております。その点は有田議員は、その土地、活用については農業の活性化のために、ならという話で前向きにちょっとお話しされたと聞いております。中で、11月の広報で皆さん、町民、中で議会、あったので断念をする、しかし云々かんぬんと書いてありますよね。だから、そういうことを書く前に、私は本来ならば議会で切磋琢磨して、9月議会が終わってからも毎日でもいいですよ、私は本当はやっていかないといけなかったということ言ってるわけでございます。何ら反対しておりません。ですから否決されても、仮にこれが通っても、これは3月にまた3月までにしっかり皆さんの町執行部と協議されて、久山町民のためになるように、やっぱここが大事だと私は思ってるわけでございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員は、一応指名がありましたけど、これは強制ができませんので、今、阿部哲議員から言われましたけど、それに対して。

阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 今、哲議員から言われたことに反論はないですけど、私はこの修正案に提出した人間として、そりゃ発言していいとですかね。

○議長（木下康一君） いや、質疑。

○5番（阿部賢一君） 質疑でしたらいいんですか。はい、わかりました。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今、阿部賢一議員には、なぜ今回の補正の修正案かということは聞きました。それは答えてください。

（1番有田行彦君「それは1問目の修正案に賛成した」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 副議長、だめです。答えある。

（5番阿部賢一君「この趣旨説明すりゃいいとでしょう、私の」と呼ぶ）

提出されましたから、それに対して今。

阿部哲議員、哲議員、もう一度。

○7番（阿部 哲君） 今回、ずっとさっきからいうと長くなりますので、今現在取得している用地については農業振興に早く喫緊の久山町の課題であり、早く使いたいという説明の中で、今回の補償費の修正とはどういうお考えですかということをお尋ねしています。

○議長（木下康一君） 阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 私はこの土地の取得ですね、土地の取得はあくまでも交流センター目的のための土地の取得されたんじゃないかというところで、そこに補償費が出てきた、9月議会で否決されたにもかかわらず、今回町長の結論が出まして、この事業は白紙にするよと、中止にするよという説明がありましたけど、9月の議会から12月までの間に何ひとつそういうふうな、もし説明が町民の方なり関係者、また議員の中でもこういうふうな説明がなかった中に、私は町長は今度また12月議会で立木補償を出された場合に、否決したときにはどうなるかいなという心配は持っておりました、はっきり言うて。それもちらっと、もう今回はっきりけじめをつけたらというようなことも思いながら、また今回もしもこの立木補償を上げてこられて否決した場合、どげですか、もういっぺん議員もやし、議員もこういうふうな感じでおる中で理解し合わん中で、執行部もやし、それでうまくいくじゃろうかというふうな心配は自分はあるながら、あくまでも目的は観光交流センターの事業費の補償費というふうなことで今度上げてこられた。もう少しさっき松本議員も言われよったように、もう少し時間をかけていいんじゃないかというようなことですよね。そして、町長の説明の中で合同委員会の中で説明があったのは、この土地を農業振興に使いますよというような話も出てきた。それが片一方がけじめ、先ほど吉村議員も言わっしゃったこと、けじめをつけるべきじゃないかと。土地買うたから補償費はするとは当たり前じゃないかというふうな話も出ましたけど、当たり前ですよ。それは議員皆さんが、そこ

一緒にならんことにはできませんよ、はっきり言うて。今のようじゃ絶対できません。ほやけん、極端に言うたら目的外の部分で再度前に進むべきやないかというふうなことは私も今回の修正案提出の意見です。私、それだけ言わせてもらいます。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） まず、阿部賢一議員のほうにつきましては、ただいまもう少し時間をかけてもよいとかといろんなことを言われましたけど、阿部賢一議員も6月議会ではなぜ補償費を払わないのか、早く払うべきだと言われましたが、それでなぜ今回が修正案ということですかというのが阿部賢一議員に対してです。

それから、松本議員に対して、先ほど地権者が待ってもらえると確信していますとか、そういう地権者の話をここの場でする問題では私はないと思いますが。そしてまた、そういうことは執行部が協議することであって、ここで議員が議論することには、ならん私思うとります。

それから、本当に今回の問題でも全部松本議員は町の説明がなかった、それから広報11月号についても町長の話が違っておったと、いろいろなことは言っておりますけども、ただ単に町長の説明が悪い、なかったというような形で本当に協力していただける地権者に迷惑かけていいものか。それから、本当にここ2年ほどになるわけでございますけども、全部が今止まっている状況でございます。本当に町民に迷惑かけてる、本当に議会全員の責任でもあるわけでございます。こういう中での今回の補償費でございますので、私は地権者に速やかに支払うべきだと考えます。再度松本議員にお尋ねします。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 町民にみんなに迷惑をかけたる、町民から喜ばれとるんですよ、これ議会が通って、議会じゃない、修正案がずっと通って、4億円の税金をはっきり言って無駄遣いされよったら、私はたまらんという方の町民もたくさんなんです。何も町民は迷惑しとらんとですよ。ただ、あなたが言いたいのは、その地権者でしょう、地権者に迷惑をかけていいんでしょうかということをお願いしたいんですが、私も受け取っておりますが、何も地権者の方も、私も補償はしないとってないんですよ。通さんとは言ってないんですよ。ちょっと待ってくださいということをお願いしてるわけですから、ぜひその辺を理解していただきたいと思います。何やかんや言っても、早くこの道の駅については、もう今年もとりあえず、来年の3月には収束させて、本当の町のために議会、執行部が両輪となって私はいくことを望んでいるわけでございます。本当にこの発端は確かに26年9月に議会が通したと言われましたけども、振り返ってみると、9月の時点では総事業費8億1,000万円の話なんか一切なかったんですよ。12月になって初めて8億1,000万円、3月



になって総事業費幾らかとなって8億1,000万円の事業を知って、我々はびっくりしたんですよ。直売所、4、5,000万円ぐらいだったらいいかなあとという気持ちで賛成した議員が多々あったと私は思ってます、私もその一人ですけども。3月に課長から総事業費8億1,000万円、もろもろ県の補助金ということを知って、ほんでいろいろ我々も調査した結果、県の補助金も出てない、何もかんも出てない。当初県の補助金について説明されたときは、総事業費8億1,000万円の中で5億数千万円は町の持ち出しになってたんですよ。その後、県の補助金がついたというて3億9,000万円に減ったんですよ。

○議長（木下康一君） 松本議員、簡潔に。

○9番（松本世頭君） そういうことで、先ほど来佐伯議員も言ってありましたように賛成したことに不信感抱いて最後反対したと、我々についてくれたと思っております。先ほど阿部哲議員言われたように、何も町民に迷惑かけとらん。むしろ歓迎されとるんですよ。それだけ言うておきます。

○議長（木下康一君） 阿部賢一さん、どげなふう、ないですか。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 回答がないというのは本当におかしな話ですよ。6月に発言されたことについて今回の本当どう考えますかということを探したのでございます。

松本議員に対してですが、今4億円も税金を止めて喜んでおられるということでおっしゃいましたけども、来年3月に清算するというので、補助金からもろもろいろんなことでは1億1,000万円の支出関係、町民に対して本当に申しわけない金額でございます。そのことにつきまして、松本議員のほうから4億円とか言われましたので、逆にそれについてどう思われるかということが1点。それから、本当にこの観光交流センター事業については白紙と、中止ということで町長が決断されました。そして、新たに新しく久山町の活性化に取り組むためにもこの問題を早く、していこうということで、3月には補助金の清算とかいろんな形の株式会社食のひろばと、いろんなことの清算します。まずは12月でこの補償を通してもらって地権者のほうの整理を、整理ということは失礼でございますので、清算をしていきたいということでございますので、なぜそれが修正されるのか再度。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 1億1,000万円、4億円、どっちが選ぶかということ、大なり小なりといますか、何といますか、未来永劫、強引に道の駅を仮に造っていった場合、毎年毎年一般財源から500万円、1,000万円補填せないかんことになったときに、道の駅が続く限り何億円も、4億円の支出とは別にまた何千万円、何億円になっていくんですよ。だから、傷口が小さいうちに私は止めたほうがいいんじゃないですか。そういうことも含めて私は

修正案に常に先頭に立って町民の声を聞いて、しっかり勉強して、また修正案を提出した議員の中でも道の駅の調査、聞き取り調査をしてまいりました。その中で道の駅を運営するには、それなりの覚悟が要ります。私もなのみの里の生産組合長して一生懸命頑張って4年間やってきました。それはそれは大変ですよ。そういうことも含めたときに、果たして久山町の道の駅で本当に元気が出ると、じゃ一度でもあなたたちは修正案を提出した時点で勉強に行かれました。確かに農業委員会で行かれたと聞いております。

○議長（木下康一君） 松本議員。

（7番阿部 哲君「人の話、失礼な話だろうが」と呼ぶ）

阿部哲議員。

（6番佐伯勝宣君「動議、ちょっと、ちょっと、ちょっと今のは」と呼ぶ）

今の発言は不規則発言でございます。取り消しをお願いいたします。

○7番（阿部 哲君） はい、失礼しました。取り消しいたします。

（1番有田行彦君「議長、暫時休憩を」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） はい、ちょっとお待ちください。まだ世頭君が。

○9番（松本世頭君） じゃ、そういうことで、お互いのかりかりする議会ではございません。論戦でくり抜いていかないかんとに、そういうことで、お互い阿部議員も松本もほかの議員さんも町民のためを思ってしっかり発言されとると思います。そういうことで、ぜひ町長も我々の意を酌んで、何も反対してません、3月まで待ってでもということで気持ちでございますので、御理解をしていただきたいと思います。

（1番有田行彦君「議長、動議」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） ここで暫時休憩を要求します。

○議長（木下康一君） 一応私のほうからも時間も過ぎてますので、ここで討論に入る前に休憩をいきたいと思います。その前に先ほど議事進行中、質疑の中で私が個人の、あれは質問される方はあれですけど、答弁者はそこまでできないということで、ちょっと佐伯議員が言われたとおり、そのとこ訂正させていただきたいと思います。

ほかにありませんか、質疑。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 先ほど暫時休憩と出ておりましたので、暫時休憩後でも結構です、質疑は。それでいいなら議事進行上。

（8番本田 光君「暫時休憩であれば、もう休憩しましょう」

や」と呼ぶ)

その後、質疑があるなら、それで結構です。ないということであれば、ここで議論させていただきたい。

(8番本田 光君「議長、休憩の宣言しとるじゃない」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) では、質疑を先ほど言いましたように質疑だけを終わらせてしたいと思います。

では、有田行彦議員、許可をいたします。

質疑を再開いたします。

○1番(有田行彦君) 私は町長に質疑いたします。

私は過去3度観光交流センター事業については納得がいかないで修正案に賛成してまいりました。今、立木補償の問題は3月議会で出た問題であると思っております。それから何か月たちました。阿部議員も6月議会で早く何とかせないかんじゃないですかと言われました。私も町長にお会いして、これは観光交流センター事業がこれだけ反対あつてるんです。その中にあなたはまた9月議会で観光交流センター案を提案されました。さっき阿部哲議員が言われた何で議会は早く立木補償を払うと賛成されんとですか、この場において賛成させられんとですかと言われたから、私はなほお言いたいのは、何でそれが6月議会で観光交流センター事業にかわる、私は言いました、町長に、農業振興策のためあの土地を利用するということについて考えられませんか、そのことによって、私は、私個人としては納得いきますよと。今議会前にもあなたと話しました。ところが、今議会前、あなたと話した後、このこれからの観光交流センター事業の方向性というのが。

○議長(木下康一君) 副議長、ちょっと済みません、質疑でございますので、あなたの考え、個人の考えは。

○1番(有田行彦君) 個人については後で言います。

○議長(木下康一君) 控えていただきたいと思います。

○1番(有田行彦君) 個人については後で述べますが、今ちょっと阿部哲議員もぴらっと触れられましたので、そして松本議員も私の名前を出していただいたので、ちょっとこれは町長に今までの経過を私とあなたで今までの経過をちょっとお話ししとかないかんというのは、町長、みんなが心配しとるんですよ。議員みんなが心配しとるんです。そういう中に例えば賛成された議員の方に、もう断念しようと思ひよる、中止しようと思ひよるという、相談とかありましたか、皆さん、あなたに進めていこうということに同調してある議員に対しても、私はあなたのおっしゃることが、後々でも言いたかったんですが二転三転

してるから、この立木補償についても観光交流センター整備事業に1,724万円って出すから、またおかしい、私は理解できないと、こう言ってるわけです。その点どうですか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私は二転三転は一度もしたことないです。もう一貫して粘り強くこの観光交流センター事業というのはこれからの将来の活性化事業の大きな拠点事業となるということで再三修正出されましたけれどもやってきましたけれども、最終的に9月議会で再度また、再々度否決されたことを受けて、あの広報を出すときに決断したと。当然賛成の議員さんあたりとは応援してくれたわけですから、いろんな協議はしてきました。それは当然のことです。有田議員が観光交流センターで出すからこれは反対だということをおっしゃいますけど、よく御存知と思いますけど、我々行政の仕事というのは全部法律に基づいてやってるんですよ。予算もそうですよ。予算も財政法、財務規則等に基づいて出していかなくてはならない。それを全く違う費目で立木補償を出せるかって、これは出せないですよ。それは、もう有田議員さんだって当然長年やってあるから御存知だと思いますよ。観光交流センター事業で土地を買ったわけですから、それにかかわる立木補償費ですから、当然観光交流センター事業費で予算措置をしないと、これは違法になるんですよ、予算として認められない、これは御理解いただきたいと思います。だから、私は何も二転三転はしてない。ただ、有田議員さんのお気持ちとしては、観光交流センター事業では反対だけど、農業振興に使うことなら自分は賛同、これは何度もお聞きしました。だけど、そもそも観光交流センター事業そのものが発端は農業の振興がまず第一ですよ。農業を今の米づくり一本か進化させるためには、やはり福岡市という大消費地を受けての都市農業への転換、それをやるためには6次産業という形になると、どうしてもじゃただ直販所を造って売っただけで、それで成功するか、じゃないでしょう。やっぱりそれは観光とか商工に結びつけていかないと農業ちゅうのは、特に6次産業というのはそうだと思います。そういう意味で私は観光交流センターにずっとこだわってきたわけですね。だけど、残念ながら議会制民主主義の中で議会の予算が通らなかったということで、あのときにただ先ほどの議員さんはみんな喜んでおられた、いや、それはないですよ。喜んでおられる方も安心された方もおったけど、非常に残念がってる町民の方もたくさんおられるし、私だって町外の方からもたくさんどうしてやらないのかという声はたくさんいただきました。だけど、それはもうできないわけですからね。だから、改めて皆さんとここでもう中止をしてでも、もう議会のこの状態をこれ以上続けるよりも、もうはっきりこれは町民の意向はどうか分かりませんが、一段中止を決定して、決定したからといって、じゃ町の活性化づくりというのは何も手をつけない、これは本当待ったなしの状態だ

と思います。もう皆さん御存知のように農業なんかT P Pが合意、成立したんですから、必ず影響は出てきます。人口減少も始まっているんですから、今までのような同じ行政をやっている、本当にそれで町が存続できるのか、久山町は平成の合併を拒否して単独でいきますという道をとったんでしょうが。それなのに、ただ住宅政策とか、そういう今までどおりのやり方で町が本当に残れると皆さんお思いなんですかね。やっぱり前に一つ足を踏み出さないと。だから、松本議員が今回私はその修正案が出たのも残念だと思いましたが、真意はやはり松本議員もおっしゃったように、もうここで終止を打って一緒に進もうやというのが松本委員長の僕は趣旨だと思ってますよ。

○議長（木下康一君） 町長、簡潔にお願いいたします。

○町長（久芳菊司君） そういうことでございますので、私としては有田議員の質問に対しては何も二転三転しているわけではございませんし、農業として使いたいけれども、あくまでも今回の予算については観光交流センター事業で掲げてきた予算ですので、この費目ではできない、これを廃目して新年度の予算であればこれは新たに別の予算、費目でも可能だと思いますけど、この費目で進めてきた以上は、今年度はこれでいかざるを得ないと、私はそう思っております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） ちょっと余り長くなるとあれでしょうけど、先ほどの町長の答弁の中で二転三転、そういうふうにした思いがあるんです、私たち。というのは、9月議会ではこの案件が、観光交流センターの案件が否決されたら観光交流センター断念しますと言われたんですよ。それからものの何日もかからん間にこういった文書出された。国庫補助金でやる事業は断念します。国庫補助金でやる事業は断念します。しかし、これからは町単独で県、国と協議しながらこの事業の再構築を積極的に進めていきますと書いてある。こういう文、この文面を見ますと、私は、えっ、9月議会でやめると言いながら、この文言は何かと私言いたいですよ。だから、二転三転してると言ったんですよ。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） わかりました。

○議長（木下康一君） 今回は補正、この補正の内容について簡潔にお願いいたします。

○1番（有田行彦君） だから、この補正予算につきましても、7款商工費、3目観光費、節観光センター整備事業費1,724万円、一般財源と書いてます。一般財源ですよ。だから、私は先ほど松本議員も言われたように、今回はこういった土地の利用とか、株式会社食のひろばをきれいに明確にして、もう1回ほかの款、目、費、節で上げたらどうですかと言っているんですよ。これは今後も上げてきたら反対するばいってなことを一つも松本議員も

言ってないです。私もあなたに今説明をしてると。それから、農業問題につきましても、私はこれを大いに論じていきたい。町長がさっき農業問題言われましたから、私ちょっと触れさせていただきますと。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○1番（有田行彦君） ちょっと待ってください、町長が農業問題言われましたんでね。私もその思いは非常にあります。ある団体の方に議会と意見交流会をしたい。これ農業問題は観光交流センター事業だけじゃないですよ。今までずっとある、今後もずっとやっていかないかん問題ですね。後継者の問題、農地の管理の問題とかいろいろありますよ。それから、活性化の問題についても、また私はいろいろこれからやっていきたいと思いますが、まずは観光交流センター事業のですね。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員、もうずれております。ですから。

○1番（有田行彦君） はい、興奮して申しわけありませんが、私はこの。

○議長（木下康一君） この補正予算についてで質疑をお願いいたします。

○1番（有田行彦君） この立木補償費は今回は私は認めるといふわけにはいきません。しかしながら、先ほどから言いますように次回そういう我々が賛成できるような案件にしていきたいと思います。それだけです。

○議長（木下康一君） では、これで質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

修正案がありますので、まず原案に賛成者の発言を許します。

吉村雅明議員。

○4番（吉村雅明君） 原案に賛成討論という形で発言させていただきます。

今回、町長は観光交流センター整備事業は残念ながら中止を決断されました。今まで私は久山町がこのままでは衰退するばかりの中で本事業に賛成してまいりました。久山町の明るい未来を夢見ました。今回の事業中止は非常に残念で残念でなりません。今まで執行部の説明不足はあったと思います。しかし、町長はこの事業のため取得した約50アールの土地は今後残り、また今後、町の活性化事業に活用していきたいと。特に農業は現状、高

齢化、後継者不足等で待ったなしの状況であります。研究もしてもらったし、体制整備をしていきたいと表明されました。この時期になって猶予は、ないと思います。そのためには事業に協力していただいた地権者には購入した土地の立木や耕作物等の補償を速やかに行い、観光交流センター整備事業に一応けじめをつけ、活性化の速やかな再構築のためにも今回上程された補償等を行う補正予算の原案に賛成いたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 議案第55号平成27年度久山町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案に賛成する討論を行います。

予算書の歳出、款7商工費、目観光費、観光交流センター等整備事業費1,724万4,000円は、観光交流センター予定地として取得した土地5,040平方メートルに伴う立木等補償金であるというふうに説明を受けておる。一方、広報ひさやま11月号で町長は観光交流センター事業のこれからについて経過及び今後の方向性について述べられ、議会の予算否決が続き、国庫補助金補助事業の計画期間での観光交流センター事業はやむを得ず断念せざるを得ないというふうに述べられております。また、12月4日、12月定例町議会開会時の町長の冒頭挨拶や12月9日の第1、第2の合同委員会においても執行部と議会との間に不協和音を生み出してしまったことに関して真摯に受け止め、観光交流センター事業はゼロに戻すというふうに発言されております。そうであれば、年度内に国庫補助金返還や会社法人株式会社食のひろば等々をきちんと整理した上で町民が納得できるような取得してる土地の活用、今即ではなく立木等の補償についても新年度に入ってからでもよいと私は考えます。したがって、観光交流センター事業、久山道の駅、食のひろば、レストラン事業計画は断念すると言われながら観光交流センター等整備事業費から立木等補償の計上は納得できません。町長は町民に対しても観光交流センター事業断念についてしかるべき説明責任を果たすべきであるというふうに思います。

以上、述べて修正案に賛成討論といたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

山野久生議員。

○2番（山野久生君） 私は原案に賛成いたします。

観光交流センター事業が白紙になった今、私は地権者の方に迷惑をかけないことが一番大事だと考えます。よって、私はこの議案に賛成いたします。

○議長（木下康一君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 私は平成27年度一般会計補正予算修正案に賛成いたします。

観光交流センター事業1,724万円、まず我々議会は9月、平成26年度の決算を否決しています。否決した議員に共通しております理由が、観光交流センター事業への不信でございます。大もとである決算が否決をされております中、補正で観光交流センター事業関連予算を認めることは道理に合いません。町執行部は、この26年度決算、否決されたまま再上程は行わないのでしょうか。また、観光交流センター事業断念について、まだ我々には動きが見えておりません。新聞での報道もない。そして、さきの11月の町の広報紙のように町民への経過説明などの動きがまだない。現時点、まだ正式断念とは捉えておりません。九州地方整備局にも国土交通省もまだ動きはありません。いずれにしても今この予算を認める選択肢は私は持ち合わせていない。そのことを申し上げて私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（木下康一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 私は原案に対する賛成討論をさせていただきます。

今回、修正案が出たその土地に対し町の農業問題、観光交流センター等につき地権者の方々の昔からの大事な大事な先祖代々の土地を久山町の活性化に提供していただき、本当に私はこの町はいい町になるということで協力していただいたこの土地だと思います。そういった中、立木補償を今回早くすることによって、その地権者の方が安心してこの土地を提供していただいたことが今後この久山町にいい方向にいくものではないかと思えます。したがって、私はこの原案に対する賛成討論をさせていただく中で、私は賛成させていただきます。

以上です。



○議長（木下康一君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。

阿部賢一議員。

○5番（阿部賢一君） 私は議案第55号平成27年度久山町一般会計補正予算（第2号）、7款商工費、3目観光費の観光交流センター等事業費、一般財源1,724万4,000円について修正案を提出しました。9月議会で立木補償費が否決したにもかかわらず、12月議会で補償費1,724万4,000円計上されたが納得がいかない。9月議会より12月議会までの間に時間があるにもかかわらず町民や関係者、議会にも何ら説明がないまま予算の計上をされた。町長は12月の議会の初日の挨拶で観光交流センターは全て中止と言われたが、土地の購入目的は観光交流センター事業のための土地ではなかったか。それなりに今度は目的外の農業振興策のための予算をお願いしますと言われたが、土地利用については観光交流センター計画が全て清算した上で予算を計上すべきであるとの考えで修正案に賛成いたします。

○議長（木下康一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） それでは、原案に対する賛成討論を行います。

今回提案の観光費の補償補填及び賠償金1,724万4,000円につきましては、承認された予算により購入された用地に対しての補償費であります。観光交流センター事業は白紙と断言されました。今後新たに事業への取り組むためにも、この問題を早急に終結すべきであります。現在、既に用地取得している立木等補償の増額補正であり、用地を取得している以上、速やかに地権者に支払うべきであり、原案に賛成いたします。

○議長（木下康一君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 私は過去3度、観光交流センター事業関連について納得がいかず修正案に賛成してまいりました。今回も私は原案に反対し、修正案に賛成の立場で討論いたします。

一般会計補正予算（第2号）は納得できるところもありますが、観光交流センター等整備事業費1,724万4,000円については、修正案の発議者同様に私も反対意見を持つものであります。なぜならば、観光交流センター事業は9月議会で町長は断念すると言われたにもかかわらず、町民の代表である議会には観光交流センター事業の今後の方向についての説明はないまま、11月号の広報ひさやまで観光交流センター事業の国庫補助事業ではやめるが、今後は町単独でこの事業の再構築を積極的に進めると話されておりました。しかし、今議会の冒頭や私の一般質問の中では中止と言われている。町長の発言が二転三転しておる。7款商工費、3目観光費、節観光交流センター事業費、約1,724万円、この予算を通せば、11月の広報に掲載された町単独で観光交流センター事業を再構築していくのではないかと極めて危惧するものであります。よって、3月議会で購入した土地の今後の利用、また（株）食のひろばを明確にし、立木補償についてはほかの款、費、目、節で行うべきと考え、修正案に賛成するものであります。

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

議案第55号平成27年度久山町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

まず、本案に対する松本世頭議員外3人から提出された修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第56号 平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（木下康一君） 日程第9、議案第56号平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

日程第9、議案第56号平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第57号 土地取得について

○議長（木下康一君） 日程第10、議案第57号土地取得についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 町長に2点お尋ねします。

まず、この議案第57号、そして58号もこれは係りますけれども、この土地取得に係る財源ですね、これは何か、文部科学省のこの補助金を使うのかどうかということがまず1点。そして、今回のこの議案第57号、なぜこれ補正予算の次に持ってきたのか。これまでは補正予算の前にこの土地の取得の議案は上げておったのが通例であった。1年前、12月議会も、これは補正予算の前に第64号、これは大変紛糾しました、私の発言もありまして、大変議論になった、そういったこともございました。そして、さきの9月議会、これも補正予算の前に土地の取得を持ってきた。今回、この変則的な形で入れ込んだのは、何か急なそういった事態があったのか、それも含めてお答えいただきたい。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、1点目ですけれども、土地の取得の財源は文科省の補助金を活用してやります。それから、議案についても順序は特段順序を決めなければいけないというあれはありませんので。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） わかりました。

まず、財源について、1年前もこれは大変これは紛糾しましたが、都市再生整備計画猪野・山ノ神地区のこのエリアと今回重なってますんで、私もこれは賛成はできないという

ような表明をいたしました。今回もまだこの観光交流センター事業、目に見える形で動きが出ておりませんので、今のちょっとこの状態、総合的に判断して、また私も採決に臨みたいと思います。

2点目については結構です。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 討論ですね。

○議長（木下康一君） はい、討論です。

○8番（本田 光君） 議案第57号土地取得について反対討論を行います。

9月議会でも同様の議案が提出されました。今回の議案第57号、これ議案第58号、後ほどの分とも同様の土地取得であります。公共用地としていくということは理解はできますが、猪野・山ノ神一帯のエリアの中、観光交流センター事業整備計画とも関連しており、さきの議案第55号と関係しますけども、観光交流センター事業関係を年度内に整理した上で取得すべきだと考えます。したがって、今急いで買わなければならないという理由はないと私は思います。

以上を述べて反対討論といたします。

○議長（木下康一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論を終わります。

日程第10、議案第57号土地取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第58号 土地取得について

○議長（木下康一君） 日程第11、議案第58号土地取得についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

日程第11、議案第58号土地取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 諮問第1号 久山町人権擁護委員の推薦について

○議長（木下康一君） 日程第12、諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

本件はお手元に配りました意見のとおり答申したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦についてはお手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 諮問第2号 久山町人権擁護委員の推薦について

○議長（木下康一君） 日程第13、諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

本件はお手元に配りました意見のとおり答申したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦については、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 発議第4号 福岡県に公契約条例の制定を求める意見書

○議長（木下康一君） 日程第14、発議第4号福岡県に公契約条例の制定を求める意見書を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

第1委員長。

○第1委員長（松本世頭君） 福岡県に公契約条例の制定を求める意見書について御報告をいたします。

去る12月10日、第1委員会で慎重審議いたしましたところ、前回と同じく、もう少し糟屋1市7町の動きを見ていく等の御意見等あり、第1委員会では継続審議になりましたことを御報告いたします。

○議長（木下康一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

発議第4号福岡県に公契約条例の制定を求める意見書について、委員長の報告は継続審査です。本件を継続審議にすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本件は継続審議といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願

○議長（木下康一君） 日程第15、請願第3号よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

第1委員長。

○第1委員長（松本世頭君） よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願

について御報告をいたします。

去る12月10日、第1委員会において慎重審議いたしましたところ、保育士の不足や保育の質を確保、向上については理解するが、内容的に漠然とし過ぎて、もう少し内容を詰めてほしい等の意見の中、第1委員会において継続審議となりましたことを御報告いたします。

○議長（木下康一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これで討論終わります。

日程第15、請願第3号よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願を議題といたします。

委員長の報告は継続審査です。本件を継続審議することに賛成の方は起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本件は継続審議といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 閉会中の継続審査の件

○議長（木下康一君） 日程第16、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

久山町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり各常任委員長、議会運営委員長から閉会中の継続調査事項として申し入れがっております。

お諮りします。

常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査事項としてそれぞれの委員会に付託することに決定しました。

以上で平成27年第4回久山町議会12月定例会を閉会します。

長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

— 平成27年12月定例会 —

閉会 午前11時40分